

美郷町簡易水道事業

令和8年度 水質検査計画

水質検査は水道水の安全性を確認するために不可欠であり、供給している水道水が水質基準に適合しており、安全である事を保障するため、水源水から末端の蛇口までの水質検査を定期的に行っています。この水質検査の場所、検査項目などについて定めたものが水質検査計画です。

美郷町では、日頃から町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給することを最優先に考え、これまでも水道法に基づいた適切な水質検査を実施してまいりました。

当町の水質検査の透明性を確保し、適正に水質検査が実施されていることを町民の皆様にご理解いただけるよう、検査の地点、項目、頻度及び検査方法等を明記した水質検査計画を策定し、ここに公表するものです。

目 次

1. 簡易水道事業の概要
2. 水源の水質状況と水質管理
3. 水質検査計画
 - (1) 基本方針
 - (2) 検査項目
 - (3) 検査採水地
 - (4) 臨時の水質検査
 - (5) 水質検査の方法と委託する内容
 - (6) 水質検査において留意する事項
 - (7) 関係者との連携
4. 検査計画及び結果の公表方法

1. 簡易水道事業の概要

美郷町簡易水道

所在地	給水開始	水源種類	浄水種別	給水区域
南郷	H26. 4. 1	表流水	急速ろ過 膜ろ過	子安野、北又江ノ原、南又江ノ原、天神田、伊久良ヶ原、上仮屋、下仮屋、黒草、長堀、小路、小路前田、石田、米上、田爪、上名木、下名木、五味黒岩、山麦、渡馬瀬、入田北原、入田、入田藤之木、狩田原、川上迫、小田、鍬、折立、折立上原川原、尾迎下原、小村、尾迎、奥野、市谷、田出原の各々の一部
水清谷	S48. 3. 1	表流水	緩速ろ過	折立、猪ノ原、赤木、赤堀、樋の元、久保槇の越、蕨野、小又の各々の一部
上渡川	H21. 3. 16	表流水	膜ろ過	塚の原、田出原、門田、平城、野畑、鶴野、小野々原、橋ノ原、古園の各々の一部
峰	H2. 4. 1	表流水	緩速ろ過	峰の一部、花水流の一部
上野原	H16. 6. 1	浅井戸	急速ろ過	上野原の一部
小川	S59. 4. 1	表流水	緩速ろ過	小川の一部
仮迫	S55. 4. 1	表流水	緩速ろ過	仮迫の一部
和田	S49. 11. 1	表流水	緩速ろ過	和田の一部
若宮	S56. 4. 1	表流水	緩速ろ過	若宮の一部
笹陰	S38. 12. 1	伏流水	消毒のみ	小原の一部
小八重	S60. 4. 1	表流水	緩速ろ過	下の一部
山須原	S35. 4. 1	表流水	緩速ろ過	下の一部
宇納間	H4. 4. 1	表流水	緩速ろ過	中原、中原前、羽子場、大原、甲田、平田、汐、西野々、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納間、奥梶、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、鹿猪谷、小園、椈木、小春、畑之内、扇ヶ原、田ノ上、重野々、板木、黒原、下ノ平の各々の一部
長野	S47. 4. 1	表流水	緩速ろ過	平山、垂門、米花、今別府、櫻ノ森、織田、坂元、造次郎、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下の各々の一部

秋 元	S44. 4. 1	表流水	緩速ろ過	秋元、松ヶ原、塔野原、藤藪、桃之尾、前内、サレノツカ、長田、秋元、タウノ原の各々の一部
入 下	S37. 4. 1	表流水	急速ろ過	平田、椿原、ツマノシタ、堂ノ越、土々呂内、屋敷水流、笹ノ元、クニギマタ、惣仁田、落水、柳ノ丸、宮ノ脇、廣田、井川、柳瀬、折戸、宮田、小原、ヤナノヒラ、下モ小原、ミナノセの各々の一部
黒 木	S40. 4. 1	表流水	緩速ろ過	小原、ホコノサコ、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、アマゴノ原、ソグ田、シメ山、中ノ瀬、クロンゴの各々の一部
小黒木	S45. 6. 1	表流水	緩速ろ過	ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、イウゴ、タニ、道野、眞竹、井出ノ谷、柳ノ原、中ノ堀、中原、コウ鶴、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷の各々の一部

2. 水源の水質状況と水質管理

表流水につきましては、降雨による濁水の発生が見られますが、適切な浄水処理を行うことで、安全で良質な水道水の供給につとめております。これまでの検査結果によると、水質基準を満たしていることから、安全で良質な水です。

3. 水質検査計画

(1) 基本方針

- ① 検査地点は、原水 2 3 箇所及び浄水給水栓 2 2 箇所を選定しました。
- ② 検査項目は、1 年間の水質変化と、安全であることを確認する為、水道法で検査が義務付けられている水質検査基準項目(5 2 項目)と残留塩素及び水温の検査を行います。
- ③ 原水(水源)の検査では、消毒副生成物を除いた 3 9 項目の検査と、原虫の指標となる大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を行います。

(2) 水質検査項目と検査頻度

① 給水栓

・水質検査項目

水質検査表の水質基準項目 52 項目と残留塩素及び水温について検査を行います。また、毎日検査につきましては、残留塩素濃度の測定及び色・濁り・臭いについて検査を行います。

※別紙 1-1 参照

・検査頻度

給水栓水の状況に応じて、別紙 1-1 のとおりの頻度で検査を行います。

② 水源

・水質検査項目

水源の状況を把握するのに必要な項目について、検査を行います。

※別紙 2-1 参照

・検査頻度

水源の状況に応じて、別紙 2-1 のとおりの頻度で検査を行います。

(3) 検査採水地点

給水栓は別紙 1-2、水源については別紙 2-2 のとおり

(4) 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じ水源、浄水場、及び給水栓などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど、水質が著しく悪化したとき。
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ③ その他町民生活課が必要と認めるとき。

※ 臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

(5) 水質検査の方法と委託する内容

- ① 水質検査、成績書の発行までの業務を、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託します。
- ② 水質基準項目（52 項目）において、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。

(6) 水質管理において留意する事項

- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し、評価を行います。また、原水に関しても同様の評価を行って、浄水管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施して

いきます。

- ③ 検査計画以外の項目に関しては、必要があれば、臨時の水質検査として取り入れていきます。

(7) 関係者との連携

水質汚染事故が発生した場合は、速やかに県の関係機関に通報し、必要な助言を受けるとともに、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

4. 検査結果の公表

検査結果につきましては、美郷町役場 町民生活課に備えています。

また、これらの事項につきましては、町民の皆様からご意見をいただき、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

<お問い合わせ先>

美郷町町民生活課 環境衛生担当

所在地 〒883-1101

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地

TEL 0982-66-3604

FAX 0982-66-3137

別紙1-1 水質基準の項目と検査頻度（給水栓水）

○:検査を行う項目 ●:現場で検査を行う項目

分析項目名	検査頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	1回/年									○			
4 水銀及びその化合物	1回/年									○			
5 セレン及びその化合物	1回/年									○			
6 鉛及びその化合物	1回/年									○			
7 ヒ素及びその化合物	1回/年									○			
8 六価クロム化合物	1回/年									○			
9 亜硝酸態窒素	4回/年			○			○			○			○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年			○			○			○			○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年			○			○			○			○
12 フッ素及びその化合物	1回/年									○			
13 ホウ素及びその化合物	1回/年									○			
14 四塩化炭素	1回/年									○			
15 1,4-ジオキサン	1回/年									○			
16 反-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年									○			
17 ジクロロメタン	1回/年									○			
18 テトラクロロエチレン	1回/年									○			
19 トリクロロエチレン	1回/年									○			
20 ベンゼン	1回/年									○			
21 塩素酸	4回/年			○			○			○			○
22 クロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○
23 クロロホルム	4回/年			○			○			○			○
24 ジクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○
25 ジブロモクロロメタン	4回/年			○			○			○			○
26 臭素酸	4回/年			○			○			○			○
27 総トリハロメタン	4回/年			○			○			○			○
28 トリクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○
29 ブロモジクロロメタン	4回/年			○			○			○			○
30 ブロモホルム	4回/年			○			○			○			○
31 ホルムアルデヒド	4回/年			○			○			○			○
32 亜鉛及びその化合物	1回/年									○			
33 アルミニウム及びその化合物	1回/年									○			
34 鉄及びその化合物	1回/年									○			
35 銅及びその化合物	1回/年									○			
36 ナトリウム及びその化合物	1回/年									○			
37 マンガン及びその化合物	1回/年									○			
38 塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年									○			
40 蒸発残留物	1回/年									○			
41 陰イオン界面活性剤	1回/年									○			
42 ジェオスミン	1回/年									○			
43 2-メチルイソボルネオール	1回/年									○			
44 非イオン界面活性剤	1回/年									○			
45 フェノール類	1回/年									○			
46 有機物（全有機炭素(TOC)の量）	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52 PFOS及びPFOA	1回/年									○			
53 残留塩素	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
54 水温	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
項目数		11	11	25	11	11	25	11	11	54	11	11	25

別紙2-1 水質基準の項目と検査頻度（原水）

○：検査を行う項目 ●：現場で検査を行う項目

分析項目名	検査頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	1回/年						○						
2 大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	1回/年						○						
4 水銀及びその化合物	1回/年						○						
5 セレン及びその化合物	1回/年						○						
6 鉛及びその化合物	1回/年						○						
7 ヒ素及びその化合物	1回/年						○						
8 六価クロム化合物	1回/年						○						
9 亜硝酸態窒素	1回/年						○						
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年						○						
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年						○						
12 フッ素及びその化合物	1回/年						○						
13 ホウ素及びその化合物	1回/年						○						
14 四塩化炭素	1回/年						○						
15 1,4-ジオキサン	1回/年						○						
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年						○						
17 ジクロロメタン	1回/年						○						
18 テトラクロロエチレン	1回/年						○						
19 トリクロロエチレン	1回/年						○						
20 ベンゼン	1回/年						○						
21 塩素酸	0回/年												
22 クロロ酢酸	0回/年												
23 クロロホルム	0回/年												
24 ジクロロ酢酸	0回/年												
25 ジブロモクロロメタン	0回/年												
26 臭素酸	0回/年												
27 総トリハロメタン	0回/年												
28 トリクロロ酢酸	0回/年												
29 ブロモジクロロメタン	0回/年												
30 ブロモホルム	0回/年												
31 ホルムアルデヒド	0回/年												
32 亜鉛及びその化合物	1回/年						○						
33 アルミニウム及びその化合物	1回/年						○						
34 鉄及びその化合物	1回/年						○						
35 銅及びその化合物	1回/年						○						
36 ナトリウム及びその化合物	1回/年						○						
37 マンガン及びその化合物	1回/年						○						
38 塩化物イオン	1回/年						○						
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年						○						
40 蒸発残留物	1回/年						○						
41 陰イオン界面活性剤	1回/年						○						
42 ジェオスミン	1回/年						○						
43 2-メチルイソボルネオール	1回/年						○						
44 非イオン界面活性剤	1回/年						○						
45 フェノール類	1回/年						○						
46 有機物（全有機炭素(TOC)の量）	1回/年						○						
47 pH値	1回/年						○						
48 味	0回/年												
49 臭気	1回/年						○						
50 色度	1回/年						○						
51 濁度	1回/年						○						
52 嫌気性芽胞菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53 農薬類115項目	1回/年						○						
54 水温	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
項目数		3	3	3	3	3	42	3	3	3	3	3	3

農薬類115項目：上野原地区・和田地区の2箇所のみ実施

別紙 1 - 2 定期給水栓採水地点一覧

浄水採水地点

番号	所在地	採水地点
1	南郷地区(神門浄水場)	名木集会センター
2	南郷地区(鬼神野浄水場)	第5部折立詰所
3	水清谷地区	水清谷集会センター
4	上渡川地区	旧渡川小学校
5	峰地区	美郷町役場
6	上野原地区	上野原文化伝承間
7	小川地区	小川集会センター
8	仮迫地区	山の口神社
9	和田地区(和田浄水場)	和田コミュニティセンター
10	和田地区(下八峡浄水場)	下八峡消防機庫
11	和田地区(上八峡浄水場)	上八峡集落センター
12	若宮地区	若宮コミュニティセンター
13	笹陰地区	共同洗い場
14	小八重地区	下区集会センター
15	山須原地区	山須原霊園
16	宇納間地区	美郷町役場北郷支所
17	長野地区(坂元浄水場)	坂元消防機庫
18	長野地区(長野浄水場)	集会センター(田谷)
19	入下地区	入下グラウンド
20	秋元地区	木炭の館
21	黒木地区	黒木生活改善センター
22	小黒木地区	小黒木生活改善センター

別紙 2 - 2 原水採水地点一覧

原水採水地点

番号	所在地	採水地点
1	南郷地区(神門浄水場)	水源地
2	南郷地区(鬼神野浄水場)	浄水場
3	水清谷地区	浄水場
4	上渡川地区	浄水場
5	峰地区	浄水場
6	上野原地区	浄水場
7	小川地区	浄水場
8	仮迫地区	浄水場
9	和田地区(和田浄水場、下八峡浄水場)	和田浄水場
10	和田地区(上八峡浄水場)	上八峡水源
11	若宮地区	浄水場
12	笹陰地区	浄水場
13	小八重地区	第4減圧槽
14	山須原地区	浄水場
15	入下地区	土々呂内減圧槽
16	秋元地区	秋元水源
17	長野地区(坂元浄水場)	坂元水源
18	長野地区(長野浄水場)	長野水源
19	宇納間地区	清川水源
20	宇納間地区	論出水源
21	黒木地区	水源地
22	小黒木地区	小黒木第1水源
23	小黒木地区	小黒木第2水源